

ケアマネちゃんぽん

令和 6 年 6 月 1 日発行

発行責任者：長崎市介護支援専門員連絡協議会事務局

事務局住所：〒850-0951 長崎市国分町 8 番 29 号 ショートステイ女神乃里 内

TEL：095-878-2011 FAX：095-878-2021 E-mail：megaminosato1@ngs2.cncm.ne.jp

長崎市介護支援専門員連絡協議会報

災害時にケアマネジャーが備えておくべきことは？ ケアプラン点検では何をチェックされるの？
といった疑問や悩みをお持ちの方も多いのではないのでしょうか。今回は「災害時の備え」
「ケアプラン点検での押さえるべきポイント」を具体的にお伝えしていきます。
ぜひ、業務の見直しや効率化にご活用ください！

～もくじ～

P1 長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページを活用しよう！

Youtubeチャンネルのご紹介！

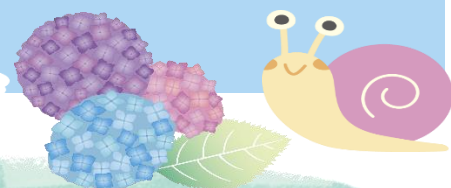
P2・3 特集1 「災害時のケアマネジャーの備え」

P4・5 特集2 「ケアプラン点検のポイント」

P6 かわら版

P7 トピックス ケアマネ業務で使えるSNS活用していますか？／編集後記

P8 広告



長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページを活用しよう！

長崎市介護支援専門員連絡協議会では、ホームページで
ケアマネジャーのお役立ち情報を発信しています。

○長崎市からの周知事項

○ケアマネの資質向上に関する研修の案内

○行政資料集

○業務マニュアル集 など

随時更新していますので、ぜひチェックしてみてください。

URL：http://www.cmchanpon.net/link.html



ホームページ QR コード

長崎市介護支援専門員連絡協議会 Youtube チャンネル

長崎市介護支援専門員連絡協議会で Youtube チャンネルを
開設しました！研修の動画などを随時アップしていく予定です。
ぜひチャンネル登録をお願い致します。



Youtube チャンネル QR コード

「自然災害への備え～『自分ごと』として考える～」

みらい社会福祉士事務所

災害支援ケアマネジャー 馬場大輔



いつ起こるか分からない自然災害。

「備えていれば良かった」、「分かってはいたけど」という後悔だけはしたくない。

重要 POINT はただ1つ。『自分ごと』として捉えるか否かです。

自然災害発生時に慌てることのない様、災害発生時に必要な物を事前に整理し、「自分ごと」として準備をしておくことが大切です。

○平時の準備（災害が起こる前）

〈自分ごと〉

◎災害用バッグや非常食(飲料)、トイレグッズの準備

→非常食の賞味期限を予め確認して、「防災の日」を家族で作りましょう！

◎モバイルバッテリーの常備

◎自家用車は電気自動車やハイブリット自動車推奨(電源の確保ができます)

◎ガソリンは半分になったら満タンにする (車載用防災バックも1台ごとに用意)

等々



〈事業所ごと〉

◎実効性の高いBCPの作成、発動時の取り決め

- ・地震が起こった瞬間にあなたはどうか初動しますか？事業所内で取り決めておきましょう。
- ・非常食や備品の備蓄など、防災・ハザードマップの確認等をまとめておく有効です。
- ・PC・サーバー機器類の安全対策（水没回避など）

◎個別避難計画への参画、長崎市安心カード設置促進

- ・日頃から利用者をよく知るケアマネジャーが参画を促進する事で、災害時に実効性の高いツールが完成します。
- 安心カードは設置準備を進める過程で課題の把握ができます。

◎災害時利用者一覧表(安否確認優先順位) などツールの活用

(参考：日本介護支援専門員協会様式) 等々

災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)									
氏名	住所	連絡先	備考	氏名	住所	連絡先	備考	氏名	住所
利用者A	〒111-0000 東京都千代田区A	03-XXXX-XXXX	要介護2	利用者B	〒111-0000 東京都千代田区B	03-XXXX-XXXX	要介護1	利用者C	〒111-0000 東京都千代田区C
利用者D	〒111-0000 東京都千代田区D	03-XXXX-XXXX	要介護3	利用者E	〒111-0000 東京都千代田区E	03-XXXX-XXXX	要介護2	利用者F	〒111-0000 東京都千代田区F
利用者G	〒111-0000 東京都千代田区G	03-XXXX-XXXX	要介護1	利用者H	〒111-0000 東京都千代田区H	03-XXXX-XXXX	要介護3	利用者I	〒111-0000 東京都千代田区I
利用者J	〒111-0000 東京都千代田区J	03-XXXX-XXXX	要介護2	利用者K	〒111-0000 東京都千代田区K	03-XXXX-XXXX	要介護1	利用者L	〒111-0000 東京都千代田区L
利用者M	〒111-0000 東京都千代田区M	03-XXXX-XXXX	要介護3	利用者N	〒111-0000 東京都千代田区N	03-XXXX-XXXX	要介護2	利用者O	〒111-0000 東京都千代田区O
利用者P	〒111-0000 東京都千代田区P	03-XXXX-XXXX	要介護1	利用者Q	〒111-0000 東京都千代田区Q	03-XXXX-XXXX	要介護3	利用者R	〒111-0000 東京都千代田区R
利用者S	〒111-0000 東京都千代田区S	03-XXXX-XXXX	要介護2	利用者T	〒111-0000 東京都千代田区T	03-XXXX-XXXX	要介護1	利用者U	〒111-0000 東京都千代田区U
利用者V	〒111-0000 東京都千代田区V	03-XXXX-XXXX	要介護3	利用者W	〒111-0000 東京都千代田区W	03-XXXX-XXXX	要介護2	利用者X	〒111-0000 東京都千代田区X
利用者Y	〒111-0000 東京都千代田区Y	03-XXXX-XXXX	要介護1	利用者Z	〒111-0000 東京都千代田区Z	03-XXXX-XXXX	要介護3	利用者AA	〒111-0000 東京都千代田区AA

〈利用者ごと〉

◎災害時に命を守るための意識づけ

- ・利用者ごとに最寄りの避難所がどこにあるのかを確認、周知する
- ・支援者の確認。どこに誰と避難することを想定するか（可能な範囲で）確認把握

◎薬の確認

- ・平時から早めの受診を啓発し、日頃から残薬は余力を持って確保しておく。

◎住環境アセスメント

- ・家屋状況、家屋がある周辺の状況（坂道、階段数）
- ・ハザードマップ等による、がけ崩れや河川氾濫リスクの確認

◎利用者が住み暮らす地域住民との連携

- ・災害発生時に最も重要となるのは近隣住民等との地域連携です。日頃から可能な範囲で顔を繋いでおくことも大切です。

※ご利用者の状況によっては、災害への備えや避難場所の共有、発生時の対応をサービス担当者会議等で確認しておくのも良いでしょう。



特集 1 自然災害時への備え

○災害が起きてしまったら

◎まずは我が身、我が家族の安全を確保する（自分の身は自分で守る！）

→その前提がなければ、災害時に利用者支援に邁進なんて出来ません。

◎BCPの発動

早急に業務の再開、継続を図るように頑張りましょう！

災害時利用者一覧表などを活用し、優先度合の高い利用者から安否の確認を行いましょう。

※二次災害に十分に注意し、**単独での行動は厳禁です。（複数人で行動する）**

被災情報、ライフライン復旧、支援物資など周辺情報の収集

職能団体、他事業所（施設）、地域ネットワークとの連携



誰しにも起こりうる自然災害、日頃から『自分ごと』として備えていきましょう！

※災害に関する情報の入手方法

- ・防災ガイドながさき
- ・長崎市ホームページ（ハザードマップ、地域防災マップ、避難所等）
- ・長崎市防災行政無線情報（防災メール登録、戸別受信機貸与）
- ・長崎県防災ポータル
- ・キキクル（気象庁）



災害対応マニュアル（第5版）も是非ご活用ください！

BCP 作成、災害ごとの特徴、介護支援専門員に求められる対応や事業所単位の日頃の備え、発災時の対応などに有効な資料、関係ツールも掲載されています。

一般社団法人日本介護支援専門員協会（令和3年8月28日）

お知らせ 戸別受信機を無償で貸与しています！

次の方に対して、防災行政無線戸別受信機を**無償**で貸与しています。

- ・ 要介護3、4、5の介護認定がある方
- ・ 各障害（視覚、聴覚、肢体）の等級が1級又は2級の方
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方

※ 通信料の負担はありません

※ 詳しくは防災危機管理室へお問合せください。



お問合せ先
長崎市防災危機管理室
095-822-0480

ケアプラン作成のポイント

長崎市福祉部介護保険課 給付係
長崎市魚の町4番1号(12階) 電話095-829-1163
電子メール: kaigo@city.nagasaki.lg.jp

ケアプラン点検、こんなことをやっています

平素より本市の介護給付費等適正化事業に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
令和4年度に、合同会社介護の未来様のご協力のもと、貴連絡協議会と協働で「令和5年度版ケアプランの基本的な考え方と書き方」を作成し、令和5年4月より運用を開始しました。また、本市で行っているケアプラン点検においても、令和5年度から本資料を参照のうえ実施しています。

- 対象：①市内全居宅介護支援事業所（休止事業所を除く）
②国保連合会介護給付適正化システムより提供される帳票「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」及び「支給限度額一定割合超一覧表」に抽出される居宅介護支援事業所
※②については、国の指針や県の適正化計画に基づくもの
- 点検するケアプランの種類：アセスメント及び第1表～第7表
- 点検内容及び点検結果：ケアプランの種類ごとに、助言や指導内容を記載して点検結果を通知
改善が必要な指摘事項がある場合は、改善後のケアプランの再提出を依頼

ケアプラン点検からみる注意点やポイント①（総合的な援助の方針）

今回、寄稿の機会をいただきましたので、「ケアプランの基本的な考え方と書き方」を作成以降のケアプラン点検でみられる傾向のうち、特に指摘を行うことが多い注意点やポイントなどを紹介いたします。

まず、「第1表 居宅サービス計画書(1)」の「総合的な援助の方針」についてです。

方向性や目指す到達点（利用者の状態像）が確認できず、ケアチームが具体的に何に取り組めばいいのかがよくわからない

「総合的な援助の方針」のわかりにくい記載例

- ・住み慣れた自宅での暮らしを継続できるように支援します
- ・身体的な状況に合わせたサービスの検討、調整を行います
- ・今後も自宅での生活ができるよう、安全な生活を支援していきます
- ・医療機関と連携し、状態の変化を早期に発見できるように支援します
- ・デイサービスで他者との交流や運動の機会を確保することで、生活の中で役割や楽しみが持てるように支援していきます

など

- ・ケアチームはどのような支援を行えばいいのでしょうか？
- ・なぜ他者との交流や運動の機会などの支援が必要なのでしょう？
- ・利用者及び家族等を含むケアチームの方向性や目指す到達点（状態像）は？

「総合的な援助の方針」の書き方のポイント

「第2表 居宅サービス計画書(2)」の「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」に対応して、介護支援専門員をはじめ各種サービス提供事業者がどのようなチームケアを行おうとするのか、利用者及び家族を含むケアチームが目指す方向性や到達点(状態像)を確認できるように記載します。

(記載例)「[課題(ニーズ)]により、[現在の状況]にあるため、[目指す利用者の実現可能な状態像]できるよう、[支援の内容]します」など

ケアプラン点検からみる注意点やポイント②（長期目標及び短期目標）

皆様が作成されたケアプランにおいて「自立支援」に資するケアマネジメントとなっているかどうかについては、どのように判断されていますか？
判断方法の1つとして、「第2表 居宅サービス計画書(2)」の「長期目標」や「短期目標」が、利用者自身の取り組みにより、利用者の状態像の「改善、維持、または悪化防止」につながるものになっているかどうかで考えることができると思います。

【長期目標及び短期目標】利用者が何に取り組めばいいのかがわかりにくい記載となっている

「長期目標」及び「短期目標」のわかりにくい記載とは

- ・サービスを提供する側が取り組む内容などが記載されている
- ・利用者が(課題解決に向けて)何に取り組めばいいのかがわからない
- ・利用者がどのような状態像になったときに目標達成となるのかがわからない
- ・誰にでも当てはまるような目標となっている など

長期目標及び短期目標には、利用者の状態像が「改善、維持、または悪化防止」となるよう、「利用者自身が取り組むこと」や「目指す状態像」を記載します。

- 1 利用者を主語にして記載します(主語の記載は省略)
- 2 【長期目標のみ】課題(ニーズ)が解決したときの状態像をイメージして記載します
- 3 利用者自身が取り組むことや目指す状態像を記載します(数値化できる目標は数値化します)
- 4 実現可能な状態像を具体的に記載します
- 5 基本的には「個々の解決すべき課題に対応」して記載します
- 6 【短期目標のみ】達成度(何%達成したのかなど)が確認できる目標を記載します
- 7 【短期目標のみ】長期目標を実現するための段階的な目標(具体的な状態像)を記載します

【わかりにくい目標の記載例】

- ・脱水症状にならない
- ・居室の環境を整える
- ・病気に対する不安が軽減できる
- ・体の清潔を保ち快適に過ごせる
- ・福祉用具を利用して安全に生活できる
- ・できる家事や活動を続けることができる など

目標達成に向けて、利用者は何に取り組めばいいのでしょうか？

※わかりやすい書き方の具体例については、の長期目標については「ケアプランの基本的な考え方と書き方」の17～18ページ、短期目標については23ページをご参照ください。

ケアプラン点検からみる注意点やポイント③ （加算サービス）

加算サービスの位置付けがない（生活全般の解決すべき課題（ニーズ）、長期目標及び短期目標）

通所介護や通所リハビリテーション等のサービスを利用する際には、入浴介助加算や口腔機能向上加算、個別機能訓練加算などを算定されることがあると思います。しかし、アセスメントに加算算定の根拠となる理由（ADL や口腔状態に問題があること等）の記載が無く、また、第2表 の課題（ニーズ）、長期目標、短期目標及びサービス内容への位置付け（記載）がないケースが見受けられます。

「ケアプランの基本的な考え方と書き方」の12 ページ【基本的な考え方のポイント】の「4.」

「サービス活用に対して、「加算（例：入浴介助加算Ⅰ・口腔機能向上加算）」を算定している場合には、ニーズとして位置付けます。また、居宅療養管理指導についてもニーズ設定が必要であることに留意します。

（作成例①）口腔機能向上加算

生活全般の解決すべき課題（ニーズ）	目 標				援助内容					
	長期目標	（期間）	短期目標	（期間）	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間
自分で歯磨きをしているが、食物が口の中に残ることがある。 また、食事中におせることが多い。口の中をきれいにし、食事を美味しく食べたい など	・嚥下（飲み込み）状態を改善し、誤嚥性肺炎を起こさない など	省略	・食事の前に嚥下体操を行うことが習慣になる。 ・食べ残しがなく、歯磨きが上手にできる など	省略	（例） ・食前に嚥下体操を行う ・食事をゆっくり、しっかり咀嚼する ・歯や口腔内の状態の観察を行う ・食べ物や水分などの嚥下状況を確認する ・歯磨きが実施できるように、指導や支援を行う など	省略	省略	省略	省略	省略

（作成例②）入浴介助加算

生活全般の解決すべき課題（ニーズ）	目 標				援助内容					
	長期目標	（期間）	短期目標	（期間）	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間
・（持病名）により皮膚が弱く感染しやすい。 皮膚の清潔を保ち、身だしなみを整えて生活したい。 など	身だしなみ（皮膚の清潔）を整えることが継続できている など	省略	・皮膚を清潔に保つことができる など	省略	（例） ・頭の髪や胸腹部は自分であらうことができる（セルフケア） ・手が届かない背中や足先は支援する	省略	省略	省略	省略	省略
・脳梗塞の後遺症により、歩行や乗車時にふらつきがある。 浴槽を1人でまてぐことは難しいが、自宅の浴槽で入浴したい。 など	自宅浴槽を使用し入浴することができる。 など	省略	・ふらつきが転倒しない浴室の移動動作を身につける ・浴槽の跨ぎができる など	省略	・入浴の手順を声かけする ・浴室や浴槽内の移動時は介助する など	省略	省略	省略	省略	省略

ケアプラン点検からみる注意点やポイント④ （福祉用具貸与）

福祉用具貸与の位置付けがケアプランにない（生活全般の解決すべき課題（ニーズ）、長期目標及び短期目標）

特殊寝台・特殊寝台付属品などの福祉用具貸与についても、ケアプランへの位置付けが必要です。特殊寝台等を貸与しているにもかかわらず、ケアプランの位置付けがないケースや、アセスメントにおいて「立ち上がり」や「起き上がり」が「できる」となっており、特殊寝台等の貸与の必要性が確認できないケースが見受けられます。

また、例外給付の申請がないために介護保険給付対象になっていない利用者にサービスを提供し、過誤調整が必要になったケースがありましたのでご注意ください。

（作成例）特殊寝台、特殊寝台付属品

生活全般の解決すべき課題（ニーズ）	目 標				援助内容					
	長期目標	（期間）	短期目標	（期間）	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間
・下肢筋力の低下等から、起き上がりや、立ち上がりでふらつきがある。布団で寝起きしているため、トイレに行くのに介助が必要となっている。	トイレに1人で行ける。 など	省略	転倒しない立ち上がり動作を身につけ、1人で起き上がりができるようにする。 など	省略	省略（特殊寝台、特殊寝台付属品についての記載）	省略	福祉用具貸与	省略	省略	省略

以上の内容が、ケアプラン点検を実施する中で指摘の頻度が多いポイントです。ご多忙のところと存じますが、皆様が作成されているケアプランに当てはまっている点はないか、照らし合わせていただく機会となれば幸いです。

ケアマネかわら版

焚火からの癒し

ペンネーム: KIYANPMAN

私の趣味はソロキャンプです。その流儀は、①自由な時間②キャンプ飯③火遊びです。

①の自由な時間については、一人だと思いたい時間や場所に制約されず、行動ができる点です。そして、周りに気を遣わず一人での時間を楽しむことができます。②キャンプ飯については、突然のキャンプでもその日の気分で食材、飲み物、調味料を選びメニューを自分好みでできる点です。スパイスカレー辛口、ローストビーフ、ステーキ（国産黒毛和牛A5ランク）などみんなで食べると味付けや金銭的な問題があるメニューでも贅沢にアレンジしておひとりさま用に作れるところです。

最後の③火遊びが一番の楽しみです。**（火遊び＝焚火）**特に冬の星空で好きな音楽をかけて焚火で酒を飲む（月見で一杯）これがたまりません。火がつき始めて1メートルくらいの火が上がり最後に残り火を見ることそれが癒されるのです。皆さんも焚火で癒されてはいかがでしょうか？マッシュマロを焚火で焼いて焦げた味も美味しいですよ。

ケアマネもフレイル予防！ ペンネーム: じいじ

年齢を重ねるごとに活動量や筋肉量は減るのに、体重や薬、ストレスは増えていくのはなぜでしょう？（私だけかな？いや、コロナのせいだ！）

さて、皆さんもご存じのコロナフレイルとは、コロナ禍における活動制限で、運動する機会や人とのかかわりが減ることにより、心や体が衰えた状態になることです。

利用者の皆さんにはフレイル予防の声かけをしているものの、自分の健康や体づくりは忙しさにかまけて、つい疎かになってしまっている……。コロナも収束(?)し、外出や活動の機会は増えてきたもののコロナ前のように戻れない現実もあり、年齢のせいか免疫力も落ちてきている気もするし……

改めて自分自身についても振り返る必要があると考える今日この頃です。

健康寿命のためにも食生活を見直し、適度な運動と体のメンテナンス、何よりストレスを貯めないようにしたいですね！

ご利用者やその家族だけでなく、ケアマネジャー自身も健康なからだづくりに取り組み、フレイルを予防しましょう！

劇的ビフォーアフター」☑を見て感じてしまうこと… ペンネーム: KK

皆様は「劇的ビフォーアフター」という番組をご存じでしょうか？

そう！いろいろな匠が登場し、諸事情で住めなくなったお宅、住みにくくなったお宅、危険だらけのお宅など築数十年～百年住宅を改築して、住みやすくしよう！とするあの番組です。

ケアマネジャーの仕事に携わる前は、外観が綺麗になっていいなとか、中もオシャレにだなあとか、前の柱や廃材がここで使われたんだあとかぼんやり何気に見ていたのですが、この仕事を始めてからは見方がガラリ…”（- “” -）”

その間取りにしたらおばあちゃんトイレまで遠いじゃん、P-WC 使うのかなとか、ベッドのところに置き型の手すりいるよねとか、逆に段差多くなってるとか、なんでお風呂場に手すり付けなかったんやろとか、ケアマネさん関わってるのかなあとかなどなど…かなり余計なお世話目線で見えるようになってしまいました。

今「分かる！」とっていただけたなら嬉しいです(^ ^♪

住宅改修においてケアマネジャーの視点は大事。その利用者や家族の日常生活における課題や安全面、利便性、快適性などを把握し、利用者の立場に立ちながら住宅改修の計画や実施をサポート、見た目もちろん大事だけど、安心して快適に生活できる環境作りを目指していこうと

「劇的ビフォーアフター」を見て思うのでした。

ケアマネ業務で使えるSNSどのくらい活用していますか？

インターネットの普及により、様々な情報収集ができるようになりました。

皆様の中にもX（旧 Twitter）、Facebook、Instagram、LINE 等利用している方は多いかと思います。

メール配信	「長崎県警察 安心メール・キャッチくん」	偽電話詐欺の予兆や高齢者の行方不明等の情報
	「長崎市防災メール」	火災情報や防災無線情報の放送内容
公式 X	「長崎市防災危機管理室」	防災無線で流れた情報発信
	「長崎県危機管理部」	県内の気象警報等の発表状況、災害の発生状況等
公式 LINE	「長崎市・長与町」	健康・福祉、防災・安全について等 （必要な情報を選択できます）

ただ、SNSの情報の中には間違った情報が多くあふれています。

県、市町村の公式 SNS の活用により、利用者の支援にも正確で役立つ情報発信ができるしますので、これらを活用してみるのも良いのではと思います。

～ 事務局 だより ～

新年度に入り6月には長崎県協事務局による令和6年度の更新手続きが準備されています。事業所の変更などありましたら更新手続きの際にご活用下さい。変更されたデータは長崎県協事務局を通じ長崎市協事務局に送られますのでご安心下さい。

（女神乃里 石田 清夏）

～ 編 集 後 記 ～

（文責：前川 淳太）

近年の災害は青天の霹靂です。

日頃から家族や仲間と話し合っても想定外の事がたくさん起きると思います。被災時の待ち合わせ場所や連絡先など決めています。自分の身の安全もですが、大切な人の安否が確認できないと何も手につきませんから。

災害が起きない事が一番なのですが・・・。

南部	会長兼ブロック長	大町 由里（さゆり会ケアマネジメントセンター女神）	（広報委員長） 水頭 正樹 （居宅介護支援事業所 牧島荘） （広報委員） 松尾 智香子 （長崎記念病院居宅介護支援事業所） 水口 綾 （長崎市琴海包括支援センター） 高島 謙介 （居宅介護支援事業所 緑風） 永富 幸美 （長崎市片淵・長崎地域包括支援センター） 佐藤 真也 （メディカルネットワーク指定居宅介護支援事業所） 山口 理佳 （小規模多機能居宅介護 サンプライト愛宕Ⅲ） 堺 麻衣子 （居宅介護支援事業所 新里城栄） 大野 裕美子 （居宅介護支援事業所 光風台病院） 前川 淳太 （みのり会 特別養護老人ホーム 三和荘）
	副ブロック長	西本 美佳（長崎市南部地域包括支援センター）	
	副ブロック長	太田 光康（小規模多機能型居宅介護サンプライト上小島）	
中央	副会長兼ブロック長	松尾 史江（ケアプランセンターゆめライフ）	
	副ブロック長兼研修委員長	馬場 大輔（みらい社会福祉士事務所）	
	副ブロック長	水頭 正樹（居宅介護支援事業所 牧島荘）	
北部	ブロック長	迫 久美子（ケアサポート春）	
	副ブロック長	水口 綾（長崎市琴海地域包括支援センター）	
	副ブロック長	和田 公一（ケアプランセンターいと…結系…）	
	副ブロック長兼書記	田中 秀和（社会福祉法人 平成会）	
施設	ブロック長	野濱 真悟（社会福祉法人 致遠会）	
	副ブロック長	松原 尚也（介護老人保健施設ナーシングケア横尾）	

崎陽合同法律事務所では、
介護・福祉事業者からの顧問契約を
お受けしています。

顧問契約メニュー表

1 事業所の法律相談無料対応

事業所の法律問題に関する相談は、回数制限なく無料でご利用できます。

2 従業員・従業員のご家族の法律相談無料対応

事業所の従業員・従業員のご家族からの法律相談も、お一人年1回まで無料で利用できます。従業員の福利厚生にご活用ください。

3 法律相談等最優先対応

顧問先の法律相談や事件対応は、最優先に対応致します。

4 研修無料対応（年1回）

個人情報保護・身体拘束と記録・リスクマネジメント等の介護・福祉事業
に関する法律問題に関する研修を年1回無料でご利用できます。

5 事件依頼時の顧問割引

事件対応を依頼される場合、着手金から30%割引させていただきます。

顧問契約の料金は、月額3万3000円から（事業所の規模により変わります）となっています。顧問契約に関するご相談は、無料でお受けしていますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

崎陽合同法律事務所

TEL 095-827-3535

FAX 095-823-0616

長崎市賑町5番21号パークサイドトラヤビル401

弁護士（社会福祉士・精神保健福祉士） 伊藤 岳
（長崎県弁護士会所属）

